

特定不妊治療助成事業の要件を緩和します

県子ども未来課
☎ 096-333-2209

新型コロナウイルス感染防止のために不妊治療を延期した場合、年齢要件を下記のとおり緩和します。詳しくは県ホームページをご覧ください。

●**対象者** 初回治療開始日の妻の年齢が44歳に達する前日までの夫婦

●**通算助成回数** 初回助成時の妻の年齢が41歳未満の場合、通算助成回数を6回とする

インターネットで農業情報を提供

県農業技術課
☎ 096-333-2380

現在、農家の皆さんへの直接的な営農相談や農業情報の提供が困難な状況です。県では、農業情報サイトで緊急情報やさまざまな技術情報などを提供しています。ぜひご利用ください。



相談窓口一覧

相談窓口	対象	問い合わせ ホームページ・ライン二次元コード
新型コロナウイルス感染症相談窓口	・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱などの強い症状のいずれかがある場合 ・高齢者、妊婦さん、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある人で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合 ・上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。 ・新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員に該当する人 ※症状の有無や接触した日からの経過日数は問いません。	県新型コロナウイルス感染症コールセンター ☎ 096-300-5909 (24時間対応)
中小企業・小規模事業者資金繰り相談	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している事業者の皆さんの相談を受け付けています。各金融機関でも相談できます。	県商工振興金融課 ☎ 096-333-2314
ひとり親家庭支援相談	新型コロナウイルス感染症の発生によるお困りごとの相談を受け付けます。ラインでも相談できます。	県熊本県ひとり親家庭福祉協議会 ☎ 096-331-6736
特別労働相談	事業主や労働者からの様々な労働相談を受け付けます。	県熊本労働局 雇用環境・均等室 ☎ 096-312-3877
人権相談	新型コロナウイルス感染症に感染した人や家族、そのほか関係者などで人権侵害を受けた人の相談を受け付けます。	県人権同和政策課 ☎ 096-333-2299
外国人サポートセンター	日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語などで広く生活相談を受け付けています	県外国人サポートセンター ☎ 080-4275-4489
心の健康相談	気持ちが前に向かない、つらい、不安な気持ちが続いているなど一人で悩まず相談してください。	県精神保健福祉センター ☎ 096-386-1166

感染症拡大の影響を受ける事業者のみなさんへ

荒尾がんばる事業者応援給付金を交付します

- 対象者** 下記のすべての要件を満たす事業者
・①～②のどちらかに該当する
①荒尾市内に事務所か事業所を有する法人
②荒尾市内に住所を有するか、事務所もしくは事業所を有する個人事業主
・ひと月の売り上げが前年同月比で20%以上～50%未満減少している
※前年同月比較ができない場合は、ひと月の売り上げが、創業後の売上総額の月平均と比べて20%以上～50%未満減少していること。
・3カ月以上継続して事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある
※国の「持続化給付金」の対象となる事業者や、申請する月の1日時点で創業後3カ月に満たない事業者など、給付の対象外となる場合があります。

CHECK

県融資制度を利用する事業者の利子補給期間を延長します

県の融資制度を利用した市内事業者が金融機関に支払った利子を市が補給する期間を、1年から3年に延長します。詳しくは問い合わせください。
県産業振興課 ☎ 63-1432

- 交付額**
・法人 20万円
・個人事業主 10万円
※申請からおおよそ2週間で交付する予定です。
- 受付期限** 令和3年2月26日(金)必着
- 申込方法** 郵送で申し込み
※感染症拡大防止のため、原則窓口での受付は行いません。
- ※申込用紙は市ホームページからダウンロードするか、市民サービスセンター、商工会議所、起業家支援センターで取得できます。
- 申込先** 〒864-8686 住所不要
荒尾市役所産業振興課
「荒尾がんばる事業者応援給付金」事務局あて
☎ 63-1432

熊本県中小企業者向け支援策ガイドブック

経営等相談窓口や各種融資・補助制度、雇用関係の助成金などをまとめたガイドブックです。詳しくは県ホームページをご覧ください。
県商工政策課 ☎ 096-333-2313



離職・廃業した人や休業中の人へ

住宅家賃を支援します

県生活相談支援センター（午前9時～午後4時）☎ 57-7019

- 住宅確保給付金の対象範囲を緩和しました。申請方法や必要書類など、詳しくは問い合わせください。
- 対象者** 離職・廃業から2年以内の人、または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人
- 支給期間** 原則3カ月
※期間を延長できる場合もあります。

傷病手当金を支給します

県保険介護課国保年金係 ☎ 63-1327
県保険介護課高齢者医療係 ☎ 63-1420

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがあるために労務に服することができない被用者へ傷病手当金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。必ず事前にお電話ください。必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。

会計年度任用職員を募集します

県総務課人事給与係 ☎ 63-1204

新型コロナウイルス感染症による失業・内定取消者を対象に市会計年度任用職員を緊急雇用します。業務内容により雇用期間は異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。